

子どもが安心して学校・園生活を送るために

アレルギー疾患用学校生活管理指導表の活用

群馬県教育委員会健康体育課

アレルギー疾患を有する児童生徒・園児の健康管理のためには、個々の症状等を正しく把握する必要があります。

学校・園は、児童生徒・園児のアレルギー症状に対し、医師の診断に基づいて適切に対応できるよう、「アレルギー疾患用学校生活管理指導表」を活用しています。

「アレルギー疾患用学校生活管理指導表」は、保護者の方から主治医へ記入を依頼していただき、学校に提出していただきます。



◆ 該当するアレルギー疾患

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎、
食物アレルギー・アナフィラキシー

◆ 上記疾患のうち「アレルギー疾患用学校生活管理指導表」の提出が

必要な児童生徒・園児

- ① 学校・園の活動で食事対応が必要な場合（給食、調理実習、宿泊学習等）
- ② 食物アレルギー・アナフィラキシー発症時の対応として、エピペンや内服薬が処方されている場合
- ③ 保護者が希望する場合
- ④ 学校・園が必要と認める場合
- ⑤ 主治医・学校医が必要と認める場合

※エピペンが処方されているお子さんの保護者様

学校給食でアナフィラキシーの原因食物が提供されない場合でも、学校生活や修学旅行などでの対応のために原則エピペンを持参させて下さい。エピペンの保管場所（本人持ちにするか学校に置いておくかなど）については、学校側とご相談下さい。

「アレルギー疾患用学校生活管理指導表」により学校における生活管理を行う場合は、次のことについて御了解ください。

- ◇ 主治医の先生に必要事項を記入していただく際には文書料がかかる場合があります。文書料につきましては、受診する医療機関へ御確認ください。
- ◇ 主治医の先生とよく相談して、学校・園へ提出してください。
- ◇ アレルギーの症状などに変化がある場合、主治医の指導を改めて受け、再度、提出していただくこともあります。